

令和 2 年 10 月 19 日

各部（局・支所）長
各課（室・所）長 様

企画財政部長

令和 3 年度予算編成方針について

浅口市財務規則第 4 条の規定に基づき、下記のとおり令和 3 年度予算編成方針を定めたので通知します。

記

I 国の動向

我が国の経済状況は、内閣府が 9 月に発表した月例経済報告において、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。」とされている。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

このような中、国は「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（骨太の方針 2020）において、「ポストコロナ時代の新しい未来」に向け、「新たな日常を通じた質の高い経済社会の実現」との基本方針を掲げ、感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げや激甚化・頻発化する災害への対応を通じて国民の生命・生活・雇用・事業を守りぬく取組みを進めていくことを明らかにした。

また、7 月に「令和 3 年度予算の概算要求の具体的な方針について」を発出し、歳出全般にわたり、歳出改革の取組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することを示した。

令和 3 年度は、こうした国の動向を注視するとともに、当市においても限られた財源で最大の効果を生み出すよう、徹底した事業内容の検証と見直しを図ることが重要である。

II 本市の財政状況と今後の見通し

本市の財政状況をみると、令和元年度決算においては、財政の健全性を示す健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化判断基準を下回り、引き続き健全な財政状況を維持している。

しかしながら、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は94.9%と依然高い水準となっており、財政の硬直化が進展している。また、自主財源の割合についても40.6%と、高い割合で依存財源に頼らなければならない状態が続いており、国の動向等に左右される不安定な状況であることを十分認識する必要がある。

また、令和3年度は、普通交付税の合併算定替えの措置が終了する他、新型コロナウイルス感染症の影響による個人所得の減少や企業収益の悪化等に伴い、歳入の根幹である市税収入の大幅な減収が予測されるなど、財政をめぐる状況はより一層厳しいものとなる。

このような状況を踏まえ、多くの行政課題がある中で、各部においては自らが歳入の確保に力を注ぐとともに、限られた財源を最大限有効に活用するための徹底した検証を行い、より一層効果的な事業の「選択と集中」を図っていくことが求められる。

III 予算編成の方針

令和3年度の当初予算は、第2次浅口市総合計画で定めた将来像「キラリと光る未来そうぞうワクワク都市」の実現に向け、第3次行政改革大綱との一体的な取組みを行いながら、将来世代に過度の負担を先送りしない持続的な財政運営を推進していく。

その中で、新たな生活様式等に対応しながら行政サービスのさらなる充実を図るとともに、特に重要性と必要性が高い項目として、市民の安心・安全に主眼を置き、「防災・減災対策」に関する施策については、重点施策と位置付け、積極的に実施する。

予算編成にあたっては、前述の財政状況等を認識したうえで、積極的な財源確保、事業の費用対効果の検証、緊急度、優先度による事業の優先順位付け及びスクラップ&ビルドを徹底するとともに、創意工夫と柔軟な発想を持って、前例にとらわれることなく、以下の項目に十分留意し予算編成作業に取り組むこととする。

IV 予算編成の基本的事項

1 年間総合予算の編成

予算は、綿密な計画のもと、年間を通して予定されるすべての収入支出を的確に把握し、総合的な年間予算の編成を行うものである。そのため、年度途中での補正は、制度の改正、災害等緊要なもの、又は編成の段階で特に協議をしたもののほかは、原則として認めない。

2 枠配分方式の徹底

- (1) 予算配分については、経常的経費（一般財源分）枠配分方式を採用し、所属毎（課毎）に一般財源ベースの経常的経費額を配分（以下、「配分額」という。）する。
- (2) 各部署で部長査定を行い、経常的経費については、必ず所属別（課別）に配分額以内とした上で予算要求すること。

3 予算編成作業

予算要求においては、積極的な財源確保に努める他、創意工夫と柔軟な発想を持って、市民サービスの向上を図りながら、費用対効果や効率性などを見極め、経費や事務の無駄を省く等、事務事業見直しの徹底に努めることとする。

また、先般実施したオータムレビュー対象事業については、その最終結果に基づいた予算要求とすること。

なお、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大により事業実施等に影響を受けた次の事項について、特に留意すること。

- (1) 令和2年度に行った事業見直しの継続及びさらなる見直し
- (2) 新型コロナウイルス感染症対応による新たな見直し
- (3) 既存事業の「休止・延期・縮小・廃止」等の再検討